

調査の背景

- 小中学校における不登校のこども（児童生徒）の数※は、11年連続で増加しており、平成26年度に12万2,897人であったものが、令和5年度には34万6,482人となっている。

※長期欠席者のうち不登校を理由とする者

長期欠席者：令和元年度まで及び令和5年度は、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。令和2～4年度は、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）

- 学校保健安全法で、学校は毎年度健康診断を行うと規定されており、学齢期のこどもは在籍校で健康診断を受診することが基本。しかしながら、不登校の急増に伴い学校で健康診断を受けないこどもが増加していると考えられ、その中には医療機関での健康診断も含めて健康診断を受診していない者が相当数存在する可能性がある。

- 定期健康診断で検査する口腔疾患、骨格異常、生活習慣病等は早期発見・早期治療が肝要であり、学齢期の健康診断未受診のため、成長と共に重篤な状況となることがあると指摘されている。加えて、不登校は、運動不足や生活習慣の乱れ等につながる恐れがある。また、学齢期の健康診断は児童虐待の発見の機会であることにも留意が必要

現 状

- 不登校の急増に伴い、健康診断を受けない学齢期のこどもが増えていると考えられる。
- 健康診断未受診により、疾病の予兆が見過ごされ、成長に連れて重症化してしまうことが懸念される。
- 文部科学省は、不登校等で健康診断を受診できない児童生徒についても受診機会の確保を求めているが、地域の医療資源の制約や教育現場の負担等に鑑み、具体的対応は、現場の判断に委ねられている。

想定される課題

- 教育現場から不登校のこどもの世帯に対する健康診断の案内、受診の勧奨、受診の有無の確認といった個別のフォローが十分になされていないのではないかな。
- 不登校のこどもの健康診断受診のためには、学校外の医療機関において公費で受診できる機会を設けることが有効と考えられるが、そのような場が十分に普及していないのではないかな。
- 教育現場の業務がひっ迫等した状況を踏まえ、市区町村の教育部局による効率的・効果的な方策はないかな。その上で、市区町村の関係機関において効果的な連携を行う余地はないかな。

調査の方向性

以下の事項を調査し、市区町村の教育部局による適切な健康診断の実施方策を検討。加えて、必要に応じて関係機関の連携等を通じて、不登校の場合を含め地域における学齢期のこどもが漏れなく健康診断を受診できる環境整備に資する方策を検討

- 学齢期のこどもに対する定期健康診断の実施状況
- 不登校になっている学齢期のこどもの健康診断の受診状況及び健康被害の発生状況